令和8年度地方独立行政法人静岡県立病院機構
寝具類賃貸借(令和8～10年度)契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次の賃貸借契約を締結する。

（信義・誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（契約の目的）

第２条　乙は別に定める仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき病院用寝具類（以下「寝具類」という。）及び患者用リネン類（以下「リネン類」という。）を甲に貸与し、甲はその対価として乙に賃借料を支払うものとする。

（契約期間）

第３条　この契約の期間は、令和８年４月１日から令和11年３月31日までとする。

２　甲は、前項の規定に関わらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる。

（定義）

第４条　この契約書において、寝具類とは入院患者用基準寝具類、外来患者治療若しくは休息用寝具類、家族仮泊用寝具類及び当直仮眠用寝具類の総称を指し、**仕様書1-1**から**1-3**に掲げる規格等を満たすものをいう。

２　この契約書において、リネン類とは入院患者が利用する病衣、下着類及びタオル類その他を指し、**仕様書2-1**及び**2-2**に掲げる規格等を満たすものをいう。

（使用の目的）

第５条　甲は、寝具類及びリネン類を病院における業務の用に供するものとし、乙は常に必要な数量の安定供給を行うとともに、その洗濯、消毒及び補修を適切に行うものとする。

（安定供給）

第６条　乙は、**仕様書1-1**から**1-3**において甲の指示する数量の衛生的かつ清潔な寝具類を甲の指定した日時及び場所に供給するものとする。

２　乙は、寝具類については、原則として患者が退院した時点において使用済み寝具類一式を交換するものとする。但し、**仕様書1-1**から**1-3**において別に定める場合はその例による。

３　乙は、甲が提供する患者年齢構成及び病床数等を考慮し、必要とされるリネン類が不足することのないよう供給しなければならない。また乙は、甲から指示があった場合、速やかに対象となるリネン類を指定された場所へ供給しなければならない。

（貸与品の返還）

第７条　甲は、この契約が満了した時、又は仕様書に定める要件が満たされた時は、遅滞なく寝具類又はリネン類を乙に返還するものとする。但し、寝具類について乙が第18条に定めた事項を履行しなければならないような状況が生じた場合、甲は寝具類の返還を必要な

期間留保することができる。

（報告書の提出及び検収）

第８条　乙は、毎月の業務の実施後、各品目ごとに納入数量を記録した報告を**様式１**により速やかに甲に提出し、甲はこれを検収するものとする。

（業務実施状況の調査）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、随時に業務の実施状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（監督官庁等の検査）

第10条　乙は、この契約に定める業務等について、甲及び監督官庁の指導を受け、又はその検査に応じるものとする。

（賃借料及び支払方法）

第11条　甲が、乙に支払う賃借料単価（消費税抜）は**仕様書1-1**から**1-3**、**2-1**及び**2-2**に掲げるとおりとし、第６条に従い乙が調達した数量に単価を乗じて得た額に消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）を加えた額を賃借料とする。（結果に１円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額をもって賃借料とする。）

２　賃借料は毎月ごとに支払うものとし、乙は毎月の業務終了後、甲の行う検収を受けたのち、賃借料を翌月10日までに甲に請求し、甲は請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（衛生基準）

第12条　乙は、平成５年２月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添１に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従い、寝具類を適正に処理しなければならない。

（寝具類の運搬）

第13条　寝具類及びリネン類の供給と返還に伴う甲と乙の施設間の運搬は乙の負担により行うものとし、専用運搬車を用いるものとする。

（病毒感染防止）

第14条　甲は、使用した寝具類及びリネン類を乙に返還するとき、病毒感染等の危険がないことを確認の上、返還するものとする。

（洗濯及び補修）

第15条　乙は、常に衛生的かつ清潔な寝具類及びリネン類を甲に供給するものとし、甲が寝具類及びリネン類をその用途に従い適正に使用したうえ甲から返還された寝具類及びリネン類については**仕様書1-1**から**1-3**、**2-1**及び**2-2**に従い、洗濯及び補修を乙の負担により行うものとする。

２　乙は寝具類及びリネン類の洗濯及び補修等の設備及び方法について甲の指導を受け、又はその検査に応じるものとする。

（仕様書等に関する通知義務）

第16条　乙は、仕様書によることができないとき、又は仕様書に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなけれ

ばならない。
（臨機の措置）
第17条　乙は、業務の実施上止むを得ないときは、臨機の措置をとらなければならない。
２　乙は、前項の措置をとったときは、直ちに甲に報告しなければならない。
３　甲は、特に必要と認めるときは乙に対して所要の措置を指示することができる。この場合において、乙は直ちに甲の指示に応じなければならない。
（代行保障及び申出義務）
第18条　乙は、寝具類に関する業務につき、天災地変、人災、倒産その他の事情により本契約の完全な履行が不能となった場合、**一般社団法人日本病院寝具協会**に業務の代行を依頼するものとする。
２　乙は、リネン類に関する業務につき、第１項同様の事情により本契約の完全な履行が不能となった場合、予めバックアップ体制を定め、業務開始前に甲に書面にて報告しなければならない。
３　乙は、この契約の履行にあたり甲に不利となるような事情が生じたときは、速やかに甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。
（損失弁済等）
第19条　甲は乙より貸与を受けた寝具類及びリネン類を紛失、焼失及び破損等により乙に返還できない場合は、実費の弁償金を支払うものとする。ただし、修復可能な破損及び汚損等については、甲乙協議の上で弁償金を定めるものとする。
（健康管理）
第20条　乙は、寝具類及びリネン類の運搬、洗濯、補修等に従事する者の健康管理に努め、１年に１回以上健康診断を行うものとする。
（権利義務の譲渡等の禁止）
第21条　乙は、第三者に対し本業務の全部若しくは一部の実施を委託し、あるいは請負わせ、又はこの契約によって生じる権利義務を譲渡してはならない。但し、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
（損害賠償責任）
第22条　乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。
(1)　乙が本業務の実施に関し、乙の責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
(2)　第24条各号の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
（契約の変更）
第23条　甲又は乙は、天災その他甲及び乙の責めに帰さない理由又はその他の正当な理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得なければならない。
（甲による契約の解除）
第24条　甲は、次に掲げる理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に契約を履行しないとき若しくは履行の見込みがないと認められるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。

(2) 乙が、法令等又はこの契約（仕様書の内容を含む。）に違反したとき。

(3) 契約後、この契約について乙の不正の事実を発見したとき。

(4) 乙が故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(5) この契約締結後の事情変化により、業務を実施させる必要がなくなったとき。

(6) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（双方合意による解除）

第25条　甲又は乙は、正当な理由により１月の予告期間をもってこの契約の解除を相手方に書面により提出し、相手方の承諾を得たときはこの契約を解除することができる。

（天災等による契約の解除）

第26条　甲又は乙は、天災その他甲及び乙の責めに帰さない理由により、本契約を解除しようとする時は、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得なければならない。

（解除に伴う賃借料の処理）

第27条　前条の各項によりこの契約が解除された場合の賃借料の処理は、既に実施された業務のうち甲が認める部分に相当する金額をもって清算する。

（合意管轄）

第28条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（情報の保護）

第29条　乙及びその従業員は、業務上知り得た甲及び甲の関係者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。又乙及びその従業員は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記**「個人情報取扱特記事項」**を遵守しなければならない。

（定めのない事項の処理）

第30条　この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、必要な事

項については甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和８年　月　日

（甲）　静岡市葵区北安東４丁目27番１号
地方独立行政法人　静岡県立病院機構
理事長　　坂本　喜三郎　　印

（乙）　○○○○
○○○○
○○○○
印

別　記

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

上記によらない事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。

業務代行保証書

（目的）

第１条

病院寝具類の賃貸借契約に関し、受託者が天災地変、人災、倒産等のためその業務が遂行できなくなった場合、一般社団法人日本病院寝具協会は、その業務を代行保証することにより医療機関等の運営に万全を期することを目的とする。

（保証の期間）

第２条

自　令和８年４月１日

至　令和11年３月31日

の３年間とする。

（業務代行の開始）

第３条

天災地変、人災、倒産等の事情により受託者の業務の継続ができなくなったことを協会が確認したとき、その業務の代行を実施する。

（業務代行の範囲）

第４条

協会が業務を代行する範囲は、下記のものとする。

（イ）寝具類の提供（補修等を含む）及び洗濯

（ロ）前項に伴う搬入、引取業務

（業務代行期間中の料金の支払い）

第５条

業務代行期間中の料金の支払いについては、受託者に支払うものとする。

前記各条項に基づき地方独立行政法人静岡県立病院機構（委託者）と（受託者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の間に締結する病院寝具類契約の業務代行保証をする。

令和８年　月　日

一般社団法人　日本病院寝具協会

代表者

寝具類賃貸借　様式1

令和　年　月　分　病院用寝具賃貸実績報告書（県立総合病院）

種　　別	単価（税抜）	月間賃貸数	月間賃貸金額	備　考
患者用（成人用）				
患者用（精神科病棟用）				
当直用				
看護師仮眠室用				
看護師仮眠室用（精神科病棟用）				
守衛・コントロール室用				
透析室・外来化学療法室等用				
分娩待機室・回復室用				
新生児室用				
ドクターズクラブ用				
綾織肌着（乳児用）				
ガーゼ肌着（乳児用）				
バスタオル（乳児用）				
頭巾（ハンドタオル）（乳児用）				
オシボリタオル				
フェイスタオル				
バスタオル				
防水シーツ				
タオルケット				
枕				
枕カバー				
病衣　上着				
病衣　ズボン				
合　　計				

寝具類賃貸借　様式１

令和　年　月　分　病院用寝具賃貸実績報告書（県立こころの医療センター）

種　　別	単価（税抜）	月間賃貸数	月間賃貸金額	備　考
患者用寝具類（稼働病床分）				
病棟補充分				
当直及び仮眠室用				
合　　計				

寝具類賃貸借　様式1

令和　年　月　分　病院用寝具賃貸実績報告書（県立こども病院）

種　　別	単価（税抜）	月間賃貸数	月間賃貸金額	備　考
病院用寝具類				
仮泊室用寝具類				
当直仮眠用寝具類				
業務用寝具寝具類				
オムツ				
オムツカバー				
ガーゼ肌着				
綾織肌着				
メリヤス肌着				
ズボン下				
パンツ				
バスタオル				
おしぼり				
ハンドタオル				
病衣　上着				
病衣　ズボン				
マタニティ				
コット用シーツ				
合　　計				